

令和3年 第2回

仙北市農業委員会総会議事録

令和3年2月5日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和3年2月5日(金)午前9時30分～

2. 開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」

3. 出席農業委員 (16人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小玉	均	6番	佐藤	一也
7番	大石	知	8番	小田嶋	比左子
9番	千葉	智永	10番	藤村	紀章
11番	青柳	良信	12番	門脇	博美
14番	高橋	政敏	15番	荒木田	浩生
16番	眞崎	純孝	17番	藤村	隆清

4. 欠席委員 (1名)

13番 齋藤 瑠璃子

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出

について

2. 議事

(1) 議案第4号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第5号

農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第6号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(4) その他

「異議無し」の声あり
議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に3番草薨委員、4番鈴木委員を指名します。会議書記は伊藤主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり
議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時32分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

嶋村局長 《農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

議長 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明を求めます。

榎尾補佐 議案第1号につきましては、所有権移転の売買案件が1件、同じく贈与案件が1件、公社特例事業による所有権移転案件が1件、新規賃貸借案件が1件、新規使用貸借権の案件が1件、賃貸借・使用貸借の再設定案件が1件づつ、合計7件となります。

それでは整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡となります。3条有償移転案件となります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由につきましては、申請地は〇〇さんの自宅裏にあり、経営規模拡大を考えている〇〇さんから所有者の〇〇さんへ売買を希望したとのことです。売買金額は備考欄に記載していますとおり10アール当たり〇

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 嶋村寅年子 局長補佐 榎尾健

主事 伊藤大地

7. 書記

主事 伊藤大地

8. 議事録署名員

3番 草薨良孝 4番 鈴木八寿男

9. 会議の概要

会長 これより第2回仙北市農業委員会総会を開催致します。

議長 本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時30分)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

檜尾補佐 ○円、総額○○円となります。

整理番号2番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、3条無償移転で贈与の案件となります。譲渡人は西木町○○地区の○○さん、譲受人は同じく○○地区の○○さんです。申請事由は後継者への一部贈与、受贈となります。

整理番号3番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は公益社団法人秋田県農業公社、譲受人は西木町○○地区の○○さんです。申請事由は公社事業の農地売買等支援事業により、譲受人による支払が終了したことによる所有権移転となります。なお、当事業での支払期間は○○年間となります。また備考欄に記載した金額については支払額となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、3条賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんとなります。期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円、申請事由につきましては病気等による労力不足、経営規模の拡大となります。

整理番号5番、農地の所在は角館町○○地区及び○○地区、登記簿現況共に田・畑、田○○筆、畑○○筆、合計面積○○㎡、3条使用貸借の新規案件となります。貸付人は角館町○○地区の○○さん、借受人は同じく○○地区の○○さんです。期間は○○年間、申請事由につきましては、孫への経営移譲、経営承継となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、3条賃貸借の更新案件となります。賃貸人は田沢湖○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。申請事由は相

檜尾補佐 手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田・畑、田○○筆、畑○○筆、合計面積○○㎡、3条使用貸借の再設定案件となります。貸付人は角館町○○地区の○○さん、借受人は同じく○○地区の○○さんです。申請事由は後継者への経営移譲及び経営承継となります。期間は備考欄に記載して下さり○○年間となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

整理番号1番につきましては、13番齋藤委員が欠席のため、事務局より現地確認報告をお願いします。

檜尾補佐 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号2番、3番につきましては、6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号4番につきましては、14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号5番につきましては、3番草薨委員よりお願いします。

3番草薨 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号6番及び7番につきましては、再設定案件ですので現地確認報告は省略致します。

ご意見、ご質問等ございませんか。

2番佐藤 整理番号2番について、後継者への一部生前贈与とありますが、一括贈与との違いはどのようになるのか。

檜尾補佐 生前一括贈与につきましては、後継者への一括で贈与することになり、贈与税や相続税などの猶予を受けることができますが、この一部贈与につき

檜尾補佐 ましては、受けることができません。

議長 暫時休憩します。(9時39分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時43分)

議長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第4号については許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定します。(9時44分)

議長 次に議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について内容を説明致します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の持分〇〇分の〇〇 〇〇さん、持分〇〇分の〇〇 〇〇さんとなります。譲受人は同じく〇〇地区の有限会社〇〇さんです。転用目的は駐車場及び資材置場、転用理由につきましては、事業主は現在申請地の隣接において〇〇業を営んでおりますが、職員駐車場や資材保管置場が手狭となり、申請地を造成し駐車場及び資材置場として利用することです。

大変申し訳ありませんが、備考欄の令和〇〇年〇〇月中の箇所を令和〇〇年と修正をお願い致します。事務局において、申請地の農地区分は土地

檜尾補佐 改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった土地として第1種農地として判断しております。第1種農地は原則不許可となっておりますが、不許可の例外であります施行規則第33条第4号 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、事務局においては許可相当と考えております。説明は以上となります。

議長 事務局より説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。

15番荒木田 《整理番号1について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第5号整理番号1番について、許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることと決定します。(9時52分)

議長 次に議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 それでは議案第6号について内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。所有権を移転する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は同じく角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。自己資金での売買になります。

伊藤主事 整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の有限会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田・畑、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇.〇〇俵、年額米〇〇.〇〇俵となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇.〇〇俵、年額米〇〇.〇〇俵となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

伊藤主事 整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は〇〇市にお住いの〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇.〇〇俵、年額米〇〇.〇〇俵となります。

整理番号9番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

再設定の案件につきましては、備考欄に前回契約内容を記載しておりますので、ご確認をお願い致します。

整理番号10番から12番までは農地中間管理事業による使用貸借の設定となります。またこちらの案件は共有者不明農用地等により公示が既に住んでおり、代表相続人としての契約となります。

整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規使用貸借の案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間となります。備考欄に記載しておりますとおり農地中間管理機構関連圃場整備事業の実施予定地であります。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規の使用貸借案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は整理番号10番と同じく〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間となります。こちらも整理番号10番と同じく農地中間管理機構関連圃場整備事業実施予定地となります。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の使用貸借案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は整理番号10番・11番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間となります。こちらも整理番号10番・11番と同じく農地中間管理機構関連圃場整備事業実施予定地となります。

整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は整理番号10番・11番・12番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号14番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権の設定をする者は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び10番から14番まで5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《整理番号1番及び10番から14番までの現地確認報告》

議長 次に整理番号2番について、4番鈴木委員よりお願いします。

4番鈴木 《整理番号2番について現地確認報告》

議長 整理番号3番から9番については、再設定案件となりますので、現地確認報告は省略致します。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(10時7分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

嶋村局長 協議事項はありません。

連絡事項として今後の日程となります。

2月 5日(金)角館地区合同会議(総会終了後)

角館庁舎1階「101・102会議室」

2月19日(金)神代地区合同会議(午前10時～)

仙北市就業改善センター

田沢・生保内地区合同会議(午後1時30分～)

田沢湖庁舎3階第4・5会議室

2月25日(金)農用地利用調整会議(午前9時30分～)

角館庁舎1階「101・102会議室」

3月 5日(金)第3回農業委員会総会(午前9時30分～)

角館庁舎1階「101・102会議室」

西木地区合同会議(総会終了後)

議長 これで令和3年第2回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様で
した。(10時13分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和3年2月5日

議長

署名員 3番

署名員 4番
